

(案)

## 「三重県地域産業振興条例一部改正（案）」に対する意見募集 (パブリックコメント)

議員提出条例検証特別委員会  
委員長 中嶋年規

### 1 意見募集の趣旨

三重県議会では、本年5月に議員提出条例検証特別委員会を設置し、議員提出条例の検証を行ってきました。

このたび、「三重県地域産業振興条例一部改正（案）」を取りまとめましたので、広く皆様からのご意見を募集いたします。

### 2 意見募集の期間

平成24年12月21日（金）から平成25年1月21日（月）（必着）

### 3 資料の入手方法

- (1) 下記の関連資料をダウンロードし、ご覧ください。
  - ・【資料1】 三重県地域産業振興条例一部改正（案）新旧対照表
  - ・【資料2】 一部改正後の三重県地域産業振興条例（案）
  - ・【参考資料】 三重県地域産業振興条例一部改正（案）の概要
  - ・意見記入様式
- (2) 同様の印刷物を次の場所においても配付いたします。
  - ・三重県議会議事堂受付（三重県議会議事堂1階）
  - ・三重県議会事務局（三重県議会議事堂2階）

### 4 意見の提出方法

- (1) 意見記入様式（「3 資料の入手方法」に掲載）に名前、住所、連絡先（電話番号等）及び意見を記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、下記の「7 意見の提出及び問合せ先」まで、送付ください。
- (2) 意見提出の様式は、意見記入様式（「3 資料の入手方法」に掲載）のほか、任意様式でも結構です。

なお、任意様式の場合は、表題に「三重県地域産業振興条例一部改正（案）」に対する意見」と明記のうえ、名前、住所、連絡先（電話番号等）及び意見を記入ください。
- (3) 電話及び口頭によるご意見はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

## 5 提出いただいたご意見の取扱い

提出いただいたご意見は、最終案を取りまとめる際に考慮させていただくとともに、ご意見の概要とそれに対する考え方については、後日、三重県議会のホームページにおいて公表いたします。

なお、ご意見を提出いただいたご本人への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

## 6 個人情報等の取扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報については、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出されたご意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部は公表いたしません。

## 7 意見の提出及び問合せ先

三重県議会事務局企画法務課調査グループ

住所：〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2879

Fax：059-229-1931

メールアドレス：gikaik@pref.mie.jp